



軽自動車税



あなたは軽自動車税で**損**していませんか？

(毎年 **4** 月 **1** 日現在で所有している方に、新年度より課税されます。)

次のような方は必ず手続きを済ませましょう。

車両が無いのに軽自動車税の納付書が届く方は、**廃車手続きを。**

車両を人に譲ったのに軽自動車税の納付書が届く方は、**名義変更手続きを。**

注意 単に車両を解体しただけでは、登録上は廃車とならず、課税されます。必ず、阿蘇市役所または軽自動車協会にて廃車手続きを済ませてください。
【解体 = 廃車】ではありませんのでご注意ください。



車両により手続きの場所が異なりますので下記をご参照ください。

車両内訳	手続きができる場所	手続き時に必要なもの
125cc未満の原動機付自転車、小型特殊(農耕用、その他)	阿蘇市役所税務課・内牧支所・波野支所(22-3148本庁税務課直通)	ナンバープレート及び使用者、所有者の印鑑
125cc以上の二輪車、三輪車、四輪乗用・貨物	熊本県軽自動車協会・陸運支局(096-369-7920)	左記にお問い合わせください

あなたは**阿蘇市**ナンバーに**交換**しましたか？

二輪車(125cc以下)・農耕用車両(トラクター、コンバイン)・その他特殊車両は市でナンバーの発行をしております。現在、合併前の旧町村ナンバーのまま使用されている方は『阿蘇市』ナンバーへの変更登録をお願いいたします。

手続きが出来る場所	交換手続き時に必要なもの	交換手数料
市役所税務課・内牧支所・波野支所	旧町村ナンバープレート・使用者、所有者の印鑑	無 料

各支所でも阿蘇市ナンバーへの交換手続きが出来るようになりました。

お詫びと訂正 (先月8月号19ページに誤りがありました)

介護納付金分
訂正前

	所得割 (前年中の所得額に対して)
平成17年度	1.90%
平成18年度	1.60%
増 減	0.30%

訂正後

	所得割 (前年中の所得額に対して)
平成17年度	1.90%
平成18年度	1.60%
増 減	0.30%

ADSLサービス
ブロードバンドサービス
エリア拡大!

来年1月からNTT赤水局・波野局エリアでブロードバンドサービスが始まります。ブロードバンドはインターネットの高速通信環境です。電話と違い通信事業者の採算ベースにあわない地域への普及は国において義務付けされておらず、人口集積の少ない地域へのサービス提供は進んでいないのが現状です。

これらを解消するため、電気通信事業者へ設備整備の一部を補助する事業を阿蘇市で行い企画提案を募ったところ、このたびNTT西日本から赤水交換局及び波野交換局(096723、24、35で始まる電話番号)での、インターネットへの高速接続が可能になるADSLサービスが始まるようになりました。
サービス提供開始予定時期
平成19年1月末頃
サービス名
NTT西日本フレッツ・ADSLモアスペシャル下り

最大44~47Mbps)
注意 交換局からの距離によってはサービスを受けられない場合があります。
詳細情報ホームページ
http://lets-w.com/adsl/service/menu/more_sp/index.html
サービス提供に関する問い合わせ
NTT西日本
0120 654539
サービス提供後の申込み、問い合わせ
NTT西日本
0120 116116

阿蘇土地改良区
職員採用試験のご案内

採用人員 1名
職 種 一般事務
受験資格
現在旧阿蘇町在住の方
高等学校卒業以上
昭和42年4月1日から
平成元年3月31日まで
に生まれた方
受付期間
9月11日(月)~9月29日(金)
採用試験日
一次試験 10月15日(日)

午前9時30分試験開始
二次試験 未定
試験会場
阿蘇市農村環境改善センター
問い合わせ先
阿蘇土地改良区



阿蘇市黒川14512
TEL 340749
FAX 234150

お知らせ



平成18年 社会生活基本調査に ご協力をお願いします

総務省統計局と熊本県では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

この調査は、国民の生活時間の配分や自由時間等における主な活動を調査し、多様化する国民のライフスタイルの実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を提供するものです。

調査世帯には10月上旬から中旬にかけて統計調査員が伺いますので、調査票の記入にご協力をお願いします。なお、調査票の記入内容が他に漏れることはありません。

問い合わせ先
熊本県地域振興部統計調査課
TEL 096 333 2178

違反広告物の 県内一斉指導取締り の実施について

屋外広告美化旬間(9月1日～10日)にちなみ、著しく景観を阻害している違反広告物特

に道路不法占用物件)について、県内一斉指導取締りを実施します。

日時 9月8日(金)
9時30分～15時

実施内容 屋外広告物法、熊本県屋外広告物条例に違反する広告物(はり紙、はり札、幟旗、立看板等)の除去及び是正指導

実施場所

主に主要幹線道路の周辺

問い合わせ先

熊本県阿蘇地域振興局土木部維持管理課管理係
TEL 22 1111
内線 511、512

阿蘇地区労働相談会 のご案内

労働者、労務担当者、事業主どなたでも、労働問題全般に関するご相談に熊本労働局職員が応じます。

日時 9月22日(金)
10時～16時

場所 八ローワーク阿蘇2階会議室(阿蘇労働基準監督署)相談会の問い合わせ先

熊本労働局労働基準部監督課
TEL 096 355 3181

なお、当日を含め、電話相談は総合労働相談コーナーで常時行っていますので、ご利用ください。

熊本労働局総合労働相談コーナー
TEL 096 211 1701
菊池総合労働相談コーナー
TEL 0968 25 3136

阿蘇家文書修復完成記念 阿蘇の文化遺産展開催

期間 9月8日(金)～
10月22日(日)

会場 熊本県立美術館本館
2階展示室

観覧料 一般600円、大学生400円、高校生以下無料
団体割引あり
出品内容 『阿蘇家文書』全34巻および『阿蘇家文書写』36冊、阿蘇神社と阿蘇家所蔵の中世文書、西巖殿寺蔵十一面観音像ほか、浜館出土宝物、阿蘇信仰にかかわる神像彫刻や絵画、工芸品など。(国指定重要文化財4件等328点)

問い合わせ先

熊本県立美術館本館
TEL 096 352 2111



国税だより

ご存知ですか e-Tax!

熊本国税局・阿蘇税務署

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を利用することにより、国税に関する各種手続きを、自宅や事務所にいながらにしてインターネット等で行うことができます。

手続の詳細やご質問についてはe-Taxホームページ又はヘルプデスクへ
e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

e-Taxを利用した源泉所得税の納付手続の詳細は、熊本国税局ホームページにも掲載しています。

ヘルプデスク

TEL 0570-015901(全国一律市内通話料金)

利用時間

月曜日～金曜日(祝日等を除く)の
9時から17時まで

平成18年度 県立阿蘇高等学校開放講座実施のご案内

県民の高度化・多様化している学習要求に応えるため、県立学校等が有する専門的な教育機能を地域社会に開放し、学習機会を提供して生涯学習の振興・充実を図るとともに、地域社会との連携・協力を進める。

受講資格 一般社会人の方で、学習意欲が旺盛であり、継続して講座を受講できる方。

募集人数 20人程度

募集期間 平成18年9月5日(火)～9月20日(木)

定員に達した時点で募集を締め切ることもあります。

講座内容 「楽しいパソコン講座」

ワープロ、インターネット、電子メール等の基礎的な知識・技術を習得します。講座に3分の2以上出席された方には修了証書を授与します。(ただし、高等学校の単位としては認定しません。)

講座実施期間 10月3日(火)～11月2日(木) 計10回

原則として、毎週火曜日・金曜日に実施

講座実施時間 18時30分から20時30分まで(毎回2時間)

受講の手続き等

受講を希望される方は、「受講申込書」用紙を提出し、受講許可を受けることとなります。「受講申込書」用紙は阿蘇高校及び市町村教育委員会に準備してあります。なお、受講費用の支払いは必要ありません。

問い合わせ先 熊本県立阿蘇高等学校 TEL 22-0070

FAX 22-4142

水環境マイスター派遣 事業の紹介

熊本県ではみんなの川と海づくり県民運動を展開しています。

『水環境マイスター派遣事業』とは、県内の各種団体が実施する水環境保全に関する講演会、学習会や観察会などに対して、県が水環境マイスター（水環境の専門家）を講師として派遣し、地域における水環境保全のための活動や学習を支援する事業です。

派遣の対象

対象となる主催者
熊本県内の地域団体、環境保全団体、企業、学校
対象となる事業
熊本県内における『水環境保全』をテーマとした講演会、学習会、観察会など

派遣対象事例

『水環境の意識高揚・環境教育学習』に関するもの
水環境の一般事項の解説、学習など
『節水・生活排水対策』に関するもの
節水、生活排水対策など
『水生生物、自然観察』に関するもの
水生生物による水環境調査など

『浄化槽設置・水質浄化』に関するもの
浄化槽設置や水質浄化対策など
経費等

水環境マイスターの派遣に関する謝金や旅費は、県が負担します。1回の派遣時間は2時間以内とします。

申し込み及び問い合わせ先
熊本県環境生活部水環境課
TEL 096 333 2272
阿蘇保健所
TEL 32 0535

「参加者募集！」 「参加者募集！」

今年の秋は、棚田の実りを体いっぱい満喫してみませんか？！

棚田は、農作物の生産だけでなく、「洪水の防止」「水の涵養」「こころ和ます風景」など、かけがえのない恩恵を与えてくれます。

県では、この棚田の素晴らしさと大切さをみなさんに体感して頂く「棚田ふれあい探訪ツアー」を県下5コースで開催します。9月16日の芦北町の国見コースを皮切りに、山鹿市の番所、山都町の菅、上天草市の大作山、水俣市の湯の鶴と11月中旬まであります。
棚田散策、稲刈体験、郷土

料理やわらじ作りなど、農村ならではの体験メニューが好評で、農産物のお土産や温泉の特典が付くコースもあるんですよ。

参加費は、中学生以上2,500円小学生1,500円。お爺ちゃんからお孫さんまでどなたでもご参加いただけます。詳しいお問合せは、熊本県農村整備課、電話番号096 383 1111（内線5475番）まで。

皆さんのご応募を心よりお待ちしております！

国道・県道・一級河川等を適正に管理

熊本県阿蘇地域振興局土木部では、阿蘇管内の国道、県道、一級河川等を適正に管理するため日頃から巡視、取締りを実施し、違反行為等については行為者に対して是正指導を行っています。

道路や河川は公共の財産であり、許認可を受けずに占用したり、工事等を行うことは法令により禁じられていますので、計画等がある場合は、事前に土木部維持管理課までお問い合わせください。

主な許認可として次のものがあります。

[道路] 国道57号は除きます

許認可	許認可の内容
道路工事施行承認	国道及び県道で工事を行う場合 例：店舗出入口の建設、私道の取付けなど
道路占用許可	国道及び県道に工作物等を設置する場合 例：給水管、排水管の設置など

[河川] 国の直轄区間は除きます

許認可	許認可の内容
河川管理者以外の者が行う工事等の承認	一級河川の河川区域内で河川管理者以外の者が工事を行う場合 例：護岸の新築等
河川占用許可	一級河川の河川敷地を工作物の設置等のために占用する場合 例：排水管の設置など
土地の掘削等の許可	一級河川の河川区域内の土地で掘削、盛土、樹木の栽植・伐採等をする場合

[屋外広告物]

許認可	許認可の内容
屋外広告物設置許可	看板などを屋外に設置する場合

問い合わせ先
熊本県阿蘇地域振興局土木部維持管理課管理係
TEL 22 - 1111（内線511、512）

消費者被害注意報

～うまい投資話に要注意！！～

最近、投資に関する苦情や相談が相次いで寄せられるようになりました。その内容は、

『エビの養殖に100万円を投資したら、1年で倍になると言われたが、信じてもいいだろうか？』

『友人から海外の投資会社への出資を勧められている。1口約4万円で31口以上投資すれば利益があり、1年後には倍以上になると言う。会社の実態や投資内容が不明なので心配である。』

『母が知人に勧誘され投資会社に60万円を出資した。父や姉も投資しており、ネズミ講のような話である。投資した口数に応じて2年後には、高額な配当があるらしいが、とても不審である。』

このような投資話が本当に信頼できるかどうかは不明ですが、投資には、通常リスクが伴います。1年で、誰でもが投資資金が倍になるとは信じ難いことです。現金を渡す前に、今一度慎重に考えてください。

連絡先 阿蘇市役所相談室 TEL22- 3364
熊本県消費者生活センター TEL096- 354- 4835



お店を出したい人に
役立つ研修を行います！

熊本県では、新しくお店を出したい人を対象に、店づくりの実践的なノウハウを学ぶ研修会を開催します。実地研修やグループワークなど大変役立つ内容です。期間は9月30日(土)～12月下旬まで(土日・平日夜間に開講)で、会場は熊本市内、受講料は無料、募集期間は9月15日(金)までとなっておりますので、お気軽にお問い合わせください。

平成18年度(後期)技能
検定のお知らせ

問い合わせ先
熊本県商工政策課
TEL 096 333 2316

技能検定は、働く人々の技能を検定し、国として証明する技能の国家検定制度です。個人の能力の証明として、また企業における人材育成の手段として様々な職種で活用されています。本年度も熊本県については1級～3級の区

分に応じ「半導体製品製造」や「建築大工」など36職種予定に亘って後期技能検定を実施します。

申請受付 9月25日～10月6日
実技試験 11月24日～平成19年2月18日

学科試験 平成19年1月28日、2月4日、2月11日
合格発表 平成19年3月13日

(注)熊本県で実施予定の職種については予めお問い合わせください。又、職種により試験日は異なります。

問い合わせ・資料請求先
熊本県職業能力開発協会
技能検定課
TEL 096 384 1711

平成18年7月4日からの梅雨前線に伴う大雨による災害により住宅に被害を受けた方へ

住宅金融公庫からのお知らせ

住宅の建設・購入資金、補修資金の融資を行っています。
(平成20年7月30日まで)

問い合わせ先
お客様コールセンター
TEL 0570 0860 35
IP電話等 06 6281 0021



サイバー犯罪 家族みんなで気をつけよう！

サイバー犯罪とは、コンピュータやインターネットを利用した犯罪のことです。年々増加しておりますので、気をつけましょう。

青少年の皆さん、そして保護者の皆様へ

ネットゲーム(オンラインゲーム)

ゲーム内の「ルール違反」ではすまされない不正アクセス

最近、ネットワーク上で相手のアイテムを盗んだりいたずらをしようとして、他人のID・パスワードを無断で使用してログインするケースが見られます。これは「不正アクセス禁止法違反」という立派な犯罪となります。たとえゲームであっても他人のID・パスワードを無断で使ってはいけません。

また、こうした被害にあわないように、自分のパスワードが他人に知られないように気をつけることも大切です。特に他人に見破られるような簡単なパスワードは禁物です。

ネットゲームの向こう側には人がいることを忘れずに、ルールとマナーを守って遊びましょう。

- 対策
- ・ルールとマナーを守ってプレイする。
 - ・パスワードを他人に教えない。

実例 2005年8月、中学三年生の男子生徒が、ネットゲームのキャラクターを奪う目的で、他人のID・パスワードを無断で使用して不正にアクセスした。

熊本県警察本部の犯罪に関する相談窓口

TEL 096-383-9110

分からないことや被害に遭った方は阿蘇警察署(TEL 22-5110)までご連絡下さい。



韓国へは 熊本～ソウル線で

熊本空港発着のアシアナ航空をご利用されれば、熊本空港国際線振興協議会の助成制度がご利用いただけます！

団体利用助成

熊本～ソウル線を利用する団体に対し、旅行経費の一部を助成します。

団体人数	助成限度額(1団体当たり)
10人～19人	10万円
20人～29人	15万円
30人～39人	20万円
40人～49人	25万円
50人～	30万円

2006錦山(クムサン)世界人参エキスポ(9月22日～10月15日)への旅行者にはさらに特別助成があります。熊本からソウル線を利用して人参エキスポツアーに参加する団体に対しては、の団体利用の助成額に10%加算します。

スポーツ・文化交流助成

3年以上継続的に韓国の団体とスポーツや文化交流を行う団体が、韓国の訪問先でスポーツや文化交流活動を行う場合に助成します。

の団体利用の助成額に交流経費を加算します。(1団体当たり年額上限50万円)

その他、修学旅行に対しても助成制度をご用意しております。

問い合わせ先

熊本空港国際線振興協議会(事務局:熊本県交通対策総室)

TEL 096-333-2165